

13. その他

13 その他

13-1 市内公共施設一覧表

令和3年4月1日現在

庁舎

施設	住所	電話番号
黒部市役所	三日市1301番地	54 - 2111
宇奈月市民サービスセンター	宇奈月町内山3353番地	

会館

施設	住所	電話番号
黒部市国際文化センター・コラーレ	三日市20番地	57 - 1201
黒部市民会館	三日市2981番地	54 - 1171
宇奈月国際会館・セレネ	宇奈月温泉6番地3	62 - 2000

市立公民館

施設	住所	電話番号
生涯学習文化スクエア（ぶらっと）	宇奈月町浦山2100番地2	65 - 1810
黒部市立生地公民館（コミュニティセンター）	生地中区361番地	57 - 1011
黒部市立石田公民館（石田交流プラザ）	岡165番地1	54 - 1301
黒部市立田家公民館（親水の館）	田家新16番地	54 - 0123
黒部市立村椿公民館	吉田4260番地2	57 - 1029
黒部市立大布施公民館	金屋64番地	54 - 0305
黒部市立三日市公民館	三日市1349番地	54 - 0278
黒部市立前沢公民館（農村環境改善センター）	前沢27番地1	54 - 0114
黒部市立荻生公民館（荻生の館）	荻生2716番地	54 - 0131
黒部市立若栗公民館（若栞ふれあいセンター）	若栗1180番地1	54 - 0225
黒部市立東布施公民館（生活改善センター）	釈迦堂923番地	58 - 1021
黒部市立宇奈月公民館	宇奈月温泉643番地	62 - 1006
黒部市立内山公民館（内山とちの里）	宇奈月町内山1260番地	65 - 2093
黒部市立音沢公民館（音沢交流センター）	宇奈月町音澤1422番地2	65 - 0040
黒部市立愛本公民館	宇奈月町愛本新2076番地	65 - 2092
黒部市立下立公民館（下立まちおこしセンター）	宇奈月町下立3118番地	65 - 2091
黒部市立浦山公民館（浦山交流センター）	宇奈月町浦山1012番地	65 - 2090

社会福祉施設

施設	住所	電話番号
黒部市立中央児童センター	金屋464番地1	54 - 4007
黒部市立東部児童センター	三日市2581番地1	52 - 4670
黒部市シルバーワークプラザ（シルバー人材センター）	前沢24番地1	52 - 4777
黒部市田糶高齢者共同作業センター	田糶1417番地	-
黒部市宇奈月老人福祉センター	宇奈月町浦山2111番地	65 - 1820
黒部市やわらぎデイサービスセンター	牧野687番地2	57 - 2250
黒部市デイサービスセンターつばき苑	荒俣4378番地	57 - 3127
黒部市宇奈月デイサービスセンター	宇奈月町下立38番地	65 - 2666
黒部市認知症高齢者グループホーム	宇奈月町下立38番地	65 - 2388
新川地域介護保険組合	北新199番地	57 - 3303
富山県立黒部学園	石田6771番地	52 - 1354
黒部市福祉センター	金屋464番地1	54 - 1082

健康保健施設

施設	住所	電話番号
富山県新川厚生センター	堀切新343番地	52 - 1224

病院・診療所

施設	住所	電話番号
黒部市民病院	三日市1108番地1	54 - 2211

農林水産施設

施設	住所	電話番号
黒部市石田農林漁業体験実習館	石田1005番地	52 - 0158
黒部市石田漁港 (フィッシャリーナ)	浜石田地先	52 - 5777
黒部市ふれあいハウス宮野	吉城寺14番地	52 - 5310
黒部市布施山会館	本野186番地2	52 - 2578
黒部市宇奈月農村活性化センター	宇奈月町浦山2111番地1	65 - 2037
黒部市炊飯センター	宇奈月町下立686番地	65 - 2225
富山森林管理署 宇奈月森林事務所	三日市三島1075番地6	56 - 5666
富山県新川農林振興センター 黒部庁舎	荻生3200番地	52 - 0268
富山県技術専門学院 新川センター	三日市10番地	52 - 0251

公園・牧場・観光施設

施設	住所	電話番号
宮野運動公園	宮野地内	54 - 1236
黒部川公園	荻生地先	-
グリーンパークおおしま	石田地内	52 - 0158
中ノ口緑地公園	宇奈月町中ノ口地先	65 - 0551
宇奈月公園	宇奈月温泉地内	-
尾の沼体験交流施設とちの湯	宇奈月温泉大尾6215番地	65 - 1122
くろべ牧場まきばの風	宇奈月町栃屋地内	52 - 2604
黒部市宇奈月温泉スキー場	宇奈月温泉地内	62 - 1757
黒部市大原台自然公園 (平和の像)	宇奈月温泉地内	-
黒部市宇奈月麦酒館	宇奈月町下立687番地	65 - 2277
黒部市明日キャンプ場	宇奈月町土山地内	65 - 1567
宇奈月温泉総湯	宇奈月温泉256-11	62-1126
地域観光ギャラリー	若栗3212-1	57-2851

保育所・こども園・幼稚園

施設	住所	電話番号
黒部市生地こども園	生地中区242番地	57 - 1357
黒部市石田こども園	石田6510番地	54 - 1320
黒部市村椿保育所	吉田253番地	57 - 1395
黒部市三島保育所	三日市1151番地	54 - 0440
黒部市前沢保育所	前沢65番地4	54 - 2003
黒部市荻生保育所	荻生2718番地	54 - 1643
黒部市若栗保育所	若栗1320番地1	54 - 1014
黒部市東布施保育所	阿弥陀堂529番地	58 - 1050
黒部市下立保育所	宇奈月町下立827番地	65 - 0053
社会福祉法人 あいじ福祉会 黒部愛児保育園	三日市295番地6	52 - 4516
社会福祉法人 あいじ福祉会 三日市保育所	三日市2454番地3	54 - 1064
社会福祉法人 育三会 田家保育所	田家新545番地	54 - 1711
社会福祉法人 新川児童福祉会 大布施保育所	金屋68番地	54 - 1642
社会福祉法人 宇奈月福祉会 うらやま保育園	宇奈月町浦山1254番地	65 - 0043
黒部市立さくら幼稚園	植木68番地	54 - 0816

小学校

施設	住所	電話番号
黒部市立生地小学校	生地経新1004番地	57 - 1044
黒部市立石田小学校	石田6536番地	54 - 1316
黒部市立たかせ小学校	田家新810番地	54 - 0771
黒部市立村椿小学校	吉田225番地	57 - 1047
黒部市立中央小学校	植木118番地	54 - 1321
黒部市立桜井小学校	新牧野11番地2	54 - 0130
黒部市立荻生小学校	荻生2754番地	54 - 0808
黒部市立若栗小学校	若栗1337番地	54 - 0812
黒部市立宇奈月小学校	宇奈月町浦山205番地1	65 - 2288
旧前沢小学校	前沢66番地	-
旧東布施小学校	釈迦堂1192番地	-

中学校

施設	住所	電話番号
黒部市立清明中学校	中新30番地	57 - 1069
黒部市立明峰中学校	山田新2062番地	54 - 0556
旧鷹施中学校	荒町485番地	-
旧宇奈月中学校	宇奈月町下立825番地	-

高等学校

施設	住所	電話番号
富山県立桜井高等学校	三日市1334番地	52 - 0120

総合支援学校

施設	住所	電話番号
富山県立にいかわ総合支援学校	石田6682番地	54 - 1288

教育施設

施設	住所	電話番号
黒部市学校給食センター	前沢206番地	54 - 2660
黒部市教育センター	宇奈月町下立2361番地	65 - 0029

図書館

施設	住所	電話番号
黒部市立図書館	植木23番地1	54 - 2311
黒部市立図書館宇奈月館	宇奈月町下立682番地	65 - 1010

生涯学習施設

施設	住所	電話番号
黒部市農村文化伝承館・山本家	宇奈月町明日670番地	65 - 2038
黒部市吉田科学館	吉田574番地1	57 - 0610
黒部市美術館	堀切1035番地	52 - 5011
黒部市働く婦人の家	三日市2890番地1	54 - 1684
黒部市勤労青少年ホーム	新牧野220番地	54 - 0068
黒部市郷土文化保存伝習館・ミュージズ	宮野272番地	54 - 1621
黒部市歴史民俗資料館（うなづき友学館）	宇奈月町下立682番地	65 - 1010
黒部市ふれあい交流館（あこや〜の）	窪野97番地	52 - 3240

スポーツ施設

施設	住所	電話番号
黒部市勤労者体育センター	三日市2581番地1	52 - 4670
黒部市農業者トレーニングセンター	荻生2719番地	54 - 0131
黒部市東布施トレーニングセンター	田靱1474番地	-
黒部市総合体育センター	堀切1142番地	57 - 2300
黒部市宇奈月体育センター	宇奈月町浦山2112番地	65 - 1993
黒部市錬成館	新天66番地	52 - 5080
黒部市健康スポーツプラザ	宇奈月町下立661番地1	65 - 2250
おおしまパークゴルフ場	石田1005番地	52 - 0158

安全・防犯

施設	住所	電話番号
黒部警察署	三日市1524番地1	54 - 0110
生地警察官駐在所	飯沢904番地2	56 - 8059
石田警察官駐在所	正光新62番地	52 - 1344
田家警察官駐在所	田家新568番地1	52 - 2001
村椿警察官駐在所	吉田2634番地6	57 - 1423
大布施警察官駐在所	金屋227番地1	52 - 0411
三日市交番	三日市3134番地2	52 - 1037
若栗警察官駐在所	若栗1257番地2	52 - 1965
東布施警察官駐在所	釈迦堂901番地5	58 - 1110
宇奈月温泉警察官駐在所	宇奈月温泉330番地18	62 - 1223
愛本警察官駐在所	宇奈月町愛本新2091番地1	65 - 0435
東山警察官駐在所	宇奈月町浦山196番地5	65 - 0045
新川地域消防組合黒部消防署	植木761番地1	54 - 0119
新川地域消防組合宇奈月消防署	宇奈月内山3353番地	65 - 2940

環境・衛生

施設	住所	電話番号
黒部浄化センター	堀切1188番地	54 - 4761
宇奈月浄化センター	宇奈月温泉5433番地1	62 - 1174
黒部市納骨堂	栗寺951番地1	54 - 1142
新川広域圏事務組合 宮沢清掃センター	宮沢99番地	52 - 4808

道路・河川

施設	住所	電話番号
国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所 黒部国道維持出張所	荻生大本7180番地1	52 - 1714
国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所	天神新173番地	52 - 1122
国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所 黒部川出張所	荻生大本7280番地3	52 - 0471
国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所 宇奈月砂防出張所	宇奈月温泉626番地7	62 - 1260
国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所 宇奈月ダム管理所	宇奈月町舟見明日音沢字尾瀬場谷4 番地9	62 - 9071

郵便局

施設	住所	電話番号
黒部郵便局	三日市3993番地	52 - 0300
黒部三日市郵便局	三日市1219番地6	52 - 4649
生地郵便局	生地山新766番地9	56 - 8042
石田郵便局	石田6496番地4	52 - 1342
宇奈月郵便局	宇奈月温泉7番地30	62 - 1900
宇奈月浦山郵便局	宇奈月町浦山2066番地1	65 - 0942
若栗簡易郵便局	若栗1180番地1	54 - 0225
東布施簡易郵便局	釈迦堂923番地	58 - 1021
内山簡易郵便局	宇奈月町内山3476番地	65 - 1812

その他

施設	住所	電話番号
北陸新幹線 黒部宇奈月温泉駅	若栗3210番地3	0570-002-486
あいの風とやま鉄道 黒部駅	天神新5番地	076-444-1300
あいの風とやま鉄道 生地駅	吉田浦島4303番地	076-444-1300
富山地方鉄道 電鉄黒部駅	三日市821番地	52 - 0153
富山地方鉄道 宇奈月温泉駅	宇奈月温泉260番地	62 - 1320
黒部峡谷鉄道 宇奈月駅	黒部峡谷口11番地	62 - 1666

13-2 市内文化財一覧表

令和3年4月1日現在

NO	種別	名称	所在地	指定年月日
1	国指定重要無形民俗文化財	越中の稚児舞（明日の稚児舞）	黒部市宇奈月町明日836	昭和57年1月14日
2	国指定特別名勝・特別天然記念物	黒部峡谷附猿飛並びに奥鐘山	黒部市・立山町	昭和39年7月10日
3	国指定特別天然記念物	白馬連山高山植物帯	黒部市・朝日町	昭和27年3月29日
4	県指定無形民俗文化財	中陣地区のニブ流し	黒部市中陣地区	平成6年2月24日
5	県指定無形民俗文化財	尾山の七夕流し	黒部市尾山地区	平成16年7月16日
6	県指定史跡	嘉例沢の石仏	黒部市嘉例沢305-2	昭和40年2月1日
7	県指定史跡	嘉暦四歳銘五輪石塔	黒部市栴沢410	昭和40年2月1日
8	県指定史跡	北野の石龕	黒部市北野57	昭和40年2月1日
9	県指定史跡	生地台場	黒部市生地芦崎328	昭和40年10月1日
10	県指定史跡	愛本新遺跡	黒部市宇奈月町愛本新274	昭和45年12月19日
11	県指定天然記念物	明日の大桜	黒部市宇奈月町明日836	昭和40年1月1日
12	県指定天然記念物	内山のとちの森	黒部市宇奈月町大尾5974-1	昭和40年1月1日
13	県指定天然記念物	宇奈月の十字石	黒部市宇奈月町 深谷・小谷・イシワ谷	昭和40年1月1日
14	県指定天然記念物	愛本のウラジロガシ林	黒部市宇奈月町愛本西爪 (国有林)	昭和42年9月26日
15	市指定有形文化財建造物	長安寺山門及び付属土塁	黒部市若栗3521	昭和63年4月30日
16	市指定有形文化財建造物	松桜閣	黒部市若栗2774	平成7年12月22日
17	市指定有形文化財絵画	川中島合戦絵馬	黒部市石田6429	昭和34年2月10日
18	市指定有形文化財絵画	喜多川相説筆「四季草花図押絵貼屏風」	黒部市堀切1035	昭和59年10月31日
19	市指定有形文化財絵画	元禄二年銘「鶏之図」絵馬	黒部市三日市1036-1	平成4年6月29日
20	市指定有形文化財絵画	春秋耕作図絵馬	黒部市前沢723	平成4年6月29日
21	市指定有形文化財絵画	阿弥陀仏絵像	黒部市生地185	平成7年12月22日
22	市指定有形文化財絵画	天竺・震旦高僧連坐像	黒部市生地185	平成7年12月22日
23	市指定有形文化財絵画	十字名号	黒部市生地185	平成7年12月22日
24	市指定有形文化財絵画	和朝太子先徳連坐像	黒部市生地185	平成7年12月22日
25	市指定有形文化財絵画	阿弥陀如来絵像（方便法身尊形）	黒部市三日市3106	平成11年3月25日
26	市指定有形文化財絵画	伊年印四季草花図屏風	黒部市堀切1035	平成12年1月27日
27	市指定有形文化財彫刻	吉祥寺木造聖観世音菩薩立像	黒部市山田新2115	昭和31年11月13日
28	市指定有形文化財彫刻	木造阿弥陀如来立像	黒部市石田野117	平成11年8月30日
29	市指定有形文化財彫刻	木造千手観音立像	黒部市嘉例沢	平成18年8月29日
30	市指定有形文化財彫刻	千光寺の阿弥陀如来立像	黒部市宇奈月町明日688	昭和36年12月26日
31	市指定有形文化財古文書・絵画	法福寺の古文書並びに仏画	黒部市宇奈月町明日836	昭和49年6月12日
32	市指定有形文化財古文書	顕如上人真影とその裏書	黒部市金屋131-1	昭和35年7月19日
33	市指定有形文化財古文書	川端家文書	黒部市堀切1035	平成9年12月24日
34	市指定有形文化財歴史資料	備荒倉扁額	黒部市岡165番地1	昭和30年7月11日
35	市指定有形文化財歴史資料	八幡社の大幟	黒部市田家新558	平成5年7月28日
36	市指定有形文化財歴史資料	松儀家所蔵加賀藩主からの拝領品	黒部市宇奈月町下立682	平成9年2月28日
37	市指定有形文化財歴史資料	三日市駅宿並絵図	黒部市三日市3125	平成18年8月29日
38	市指定有形文化財歴史資料	越中新川郡愛本橋百分之一図	黒部市宇奈月町下立682	平成24年12月25日

NO	種 別	名 称	所在地	指定年月日
39	市指定有形民俗文化財	若莖神社の花火大筒	黒部市若栗1294	昭和52年5月27日
40	市指定有形民俗文化財	若莖神社の大幟一旒	黒部市若栗1294	昭和52年5月27日
41	市指定有形民俗文化財	獅子頭	黒部市生地経新1004	平成11年3月25日
42	市指定無形民俗文化財	しばんば	黒部市生地地区	昭和31年1月13日
43	市指定無形民俗文化財	布施谷節	黒部市東布施地区	昭和31年1月13日
44	市指定無形民俗文化財	えびす迎えの行事	黒部市荻生地区・若栗地区	昭和35年7月19日
45	市指定無形民俗文化財	愛本新用水天満宮松明祭	黒部市宇奈月町愛本新	昭和56年1月10日
46	市指定無形民俗文化財	生地たいまつ祭り	黒部市生地地区	平成28年1月26日
47	市指定史跡	三本柿	黒部市三日市3259-2	昭和30年7月11日
48	市指定史跡	若栗城跡	黒部市若栗3737	昭和30年7月11日
49	市指定史跡	八心大市比古神社	黒部市三日市1036-1	昭和30年7月11日
50	市指定史跡	石田の石塔群	黒部市堀切	昭和35年7月19日
51	市指定史跡	明教院釈僧鎔慶叟の碑	黒部市宇奈月町浦山497	昭和36年12月26日
52	市指定史跡	阿古屋野古墳	黒部市阿古屋野399-2	昭和40年2月1日
53	市指定史跡	仙人岩屋と石仏	黒部市宇奈月町 黒部奥山国有林40イ林小班	昭和46年9月1日
54	市指定史跡	浦山寺蔵遺跡	黒部市宇奈月町 氷解・寺沢・山越割・寺蔵	平成13年2月12日
55	市指定史跡	三日市里程標	黒部市三日市1349	平成18年8月29日
56	市指定名勝	松桜閣の庭園	黒部市若栗2774	昭和31年1月13日
57	市指定名勝	西徳寺の庭園	黒部市三日市3220	昭和31年9月8日
58	市指定天然記念物	月訪の桜	黒部市宇奈月町浦山1950	昭和36年12月26日
59	市指定天然記念物	桜井の化藤	黒部市三日市1035-1	昭和40年2月1日
60	市指定天然記念物	謙信手植の松	黒部市生地経新4259	昭和45年4月1日
61	市指定天然記念物	天池の宮ツバキ社叢	黒部市天池89-1	昭和56年6月30日
62	市指定天然記念物	三島の大ケヤキ	黒部市三日市1035-1	昭和58年9月28日
63	市指定天然記念物	仙人岩屋のヒカリゴケ	黒部市宇奈月町 黒部奥山国有林40イ林小班	昭和60年5月1日
64	市指定天然記念物	白山社のウラジロガシ林	黒部市福平1602	昭和63年4月30日
65	市指定天然記念物	旧三日市小学校の百年桜	黒部市三日市1288	平成18年8月29日
66	市準指定史跡	熊野・栃屋の石塔群	黒部市宇奈月町栃屋963	昭和61年12月20日
67	市準指定天然記念物	愛本新御前林の松	黒部市宇奈月町愛本新	昭和61年12月20日

NO	種 別	名 称	所在地	選択年月日
1	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	明日の稚児舞	黒部市宇奈月町明日836	昭和47年8月5日
2	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	越中の田の神行事 (おおべっさま迎え)	黒部市宇奈月町下立地区	昭和58年12月16日
3	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	尾山の七夕流し	黒部市尾山地区	平成30年3月8日
4	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	中陣のニブ流し	黒部市中陣地区	平成30年3月8日

13-3 気象予報関連資料等

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		1m (0.2m < 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

津波警報・注意報と避難のポイント！

・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を公表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到着する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を公表します。
津波観測に関する情報 (*1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表します。
沖合の津波観測に関する情報 (*2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(*1) 津波観測に関する情報の発表内容について
沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超 1 m以下	数値で發表 「観測中」と發表
津波警報を發表中	0. 2 m以上 0. 2 m未満	数値で發表 「観測中」と發表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で發表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と發表。)

(*2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の最大波 (観測値及び沿岸での推定値*) の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で指定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超 3 m以下	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表
津波警報を發表中	1 m超 1 m以下	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表

* 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は發表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝えます。

津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で發表します。

發表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて發表します。
0. 2 m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0. 2 m未満の海拔変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を發表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を發表します。

津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられており、富山県が属する津波予報区は以下のとおりです。

津波予報区	区域
富山県	富山県

(気象庁HPより)

気象等の特別警報・警報・注意報などの防災気象情報

・気象等の特別警報の発表基準

(気象庁HPより)

現象の種類	基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがある著しく大きい状況が予想されます。特に警戒すべき事項を表題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続します。
暴風特別警報	暴風が吹くと予想される場合
高潮特別警報	高潮になると予想される場合
波浪特別警報	高波になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により
大雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風を中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

・津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、従来から警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけています。
具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」*、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上を予想したものを）を特別警報に位置づけています。（下表を参照）
これら特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発せられたという意味です。
これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください。

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける)
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける)

* 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。

(気象庁HPより)

・ 気象等の警報の種類と内容

(気象庁HPより)

種類	内容
大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生おそれがあると予想したとき。特に警戒すべき事項を表題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続。
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したとき。対象となる重大な洪水害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損壊・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通傷害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が降って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表。
波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。

・ 気象等の注意報の種類と内容

(気象庁HPより)

種類	内容
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生おそれがあると予想したとき。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続。
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したとき。対象となる洪水害として、河川の増水及び堤防の損壊、並びにこれらによる浸水害があげられる。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通傷害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したとき。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が降って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表。
波浪注意報	高波による遭難や沿岸施設の被害など災害が発生するおそれがあると予想したとき。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したとき。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したとき 対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられます。

乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあるとき。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合。
なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあるとき。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあるとき。
着水注意報	著しい着水により災害が発生するおそれがあるとき。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着水による転覆・沈没等の被害が発生するおそれがあるとき。
着雪注意報	著しい着水により災害が発生するおそれがあるとき。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着水による転覆・沈没等の被害が発生するおそれがあるとき。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあるとき。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとき。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあるとき。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれがあるとき。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあるとき。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとき。

・土砂災害・洪水・高潮に関しては、以下のとおり警戒レベルと対応しています。それぞれの情報と参考にするべき行動は以下のとおりです。

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警戒	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 高潮特別警戒 高潮警戒	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を参考に自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
大雨警戒 洪水警戒 高潮注意報（警戒に切り換えられる可能性が高い旨に言及されているもの）	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布等を参考に自ら高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警戒に切り換えられる可能性に言及されていないもの）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
早期注意情報 （警戒級の可能性） 注：大雨に関して翌日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害の心構えを高めてください。	警戒レベル1

（気象庁HPより）

黒部市警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署 富山地方気象台

黒部市	府県予報区	富山県		
	一次細分区域	東部		
	市町村等をまとめた地域	東部北		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	115
	洪水	流域雨量指数基準	吉田川流域=3.9、高橋川流域=7.1、黒瀬川流域=8.6、片貝川流域=20.9、布施川流域=13.3	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	黒部川[愛本・愛本(下流)]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ25cm
			山間部	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	4.5m	
	高潮	潮位	1.0m	
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
土壌雨量指数基準			94	
洪水		流域雨量指数基準	吉田川流域=3.1、高橋川流域=5.6、黒瀬川流域=6.8、片貝川流域=16.7、布施川流域=10.6	
		複合基準*1	高橋川流域=(6、4.5)	
		指定河川洪水予報による基準	黒部川[愛本・愛本(下流)]	
強風		平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
風雪		平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ15cm
			山間部	12時間降雪の深さ35cm
波浪		有義波高	2.0m	
高潮		潮位	0.7m	
雷		落雷等により被害が予想される場合		
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上か日降水量20mm以上			
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%			
なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合			
低温	夏季：最低気温17℃以下の日が継続 冬季：最低気温-6℃以下			
霧	早霜：晩霜期に最低気温2℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

風の強さと吹き方

平成29年9月一部改正

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよその 時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその 瞬間風速 (m/s)	
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20	
	強い風	～70km		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。		
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっついていないと立っついていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	30	
	非常に強い風	～110km				固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。			
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。 住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。	50	
	35以上 40未満	～140km							60
	40以上	140km～							

(注1) 強風によって災害が起こるおそれの大きいときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いたが、大気の状態が不安定な場合は3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。
 1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
 2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
 3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(気象庁HPより)

雨の強さと降り方

平成29年9月一部改正

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声がよく聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる。	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。		ワイパーを速くしても見づらい。
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る			道路が川のようになる。	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる。(ハイドロプレーニング現象)
50以上～ 80未満	非常に 激しい雨	滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる。		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	車の運転は危険。
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような 圧迫感がある。 恐怖を感ずる				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水の発生につながるような猛烈な雨が降っているなことを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

(気象庁HPより)

13-4 災害救助法の概要及び基準

1. 災害救助法の概要

○「災害救助法」(昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)

1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行い(法定受託事務)、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等(例 人口 5,000 人未満 住家全壊 30 世帯以上)

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1)救助の種類

- | | |
|----------------|----------------------|
| ①避難所、応急仮設住宅の供与 | ②食品の給与、飲料水の給与 |
| ③被服、寝具等の給与又は貸与 | ④医療、助産 |
| ⑤被災者の救出 | ⑥住宅の応急修理 |
| ⑦学用品の給与 | ⑧埋葬 |
| ⑨死体の捜索及び処理 | ⑩住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2)救助の程度、方法及び期間

内閣総理大臣が定める基準に従い、都道府県知事等が定めるところにより現物で行う。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収用、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1)都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2)国庫負担：(1)により費用が 100 万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

普通税収入見込額割合	国庫負担
普通税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
普通税収入見込額の 2/100 をこえ 4/100 以下の部分	80/100
普通税収入見込額の 4/100 をこえる部分	90/100

7 災害救助基金について

(1)積立義務（災害救助法第 22 条、23 条）

過去 3 年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の 5/1000 相当額(最少額 500 万円)を積み立てる義務が課せられている。

(2)運用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

2 災害救助法適用基準（同法施行令）

1 住家等への被害が生じた場合

(1)当該市町村の区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること(令第 I 条第 1 項第 1 号)

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

※半壊又は半焼した世帯は、2 世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住宅被害対応表で同じ。)

※床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3 世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住宅被害対応表で同じ。)

(2)当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第 1 条第 1 項第 2 号）

①都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
	1,000,000 人未満	1,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	1,500 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	2,000 世帯
3,000,000 人以上		2,500 世帯

②市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上		75 世帯

(3)当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
	1,000,000 人未満	5,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	7,000 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	9,000 世帯
3,000,000 人以上		12,000 世帯

(4)災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

- ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第1条）

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）
- ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号）

13-5 激甚災害指定基準

- 1 本激：全国的に大きな災害をもたらした災害を指定
 - (1) 本激 A 基準：全国的に大規模な災害が生じた場合
 - (2) 本激 B 基準：A の災害ほど大規模でなくとも特定の都道府県の区域に大きな被害をもたらされた場合
- 2 局激：局地的な災害によって大きな災害復旧が必要になった市町村を指定

激甚災害指定基準（本激）早見表

激甚災害法 適用条項	適用措置	指 定 基 準
第 2 章 (第 3 条) (第 4 条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%</p> <p>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が 1 以上</p>
第 5 条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>A 農地等の災害復旧事業等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農地等の災害復旧事業等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込額 > 10 億円 ……の県が 1 以上</p>
第 6 条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>(1) 第 5 条の措置が適用される場合</p> <p>又は</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第 8 条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が 5 千万円以下の場合は除く。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激</p>

		<p>甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5%</p> <p>又は</p> <p>(4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第 8 条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害も混み額が 5 千万円以下の場合を除く。</p>
第 8 条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	<p>A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者数 × 3% ……の県が 1 以上</p> <p>ただし、A B とも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
第11条の 2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%</p> <p>B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が 1 以上</p> <p>ただし、A B とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
第 12 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が 1 以上</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400 億円 ……の県が 1 以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>

第 16 条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第 17 条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
第 19 条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
第 22 条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	<p>A 被災地全域滅失戸数\geq4,000 戸</p> <p>B (1)被災地全域滅失戸数\geq2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数\geq200 戸又は住宅戸数の 1 割以上 ……の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数\geq1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数\geq400 戸又は住宅戸数の 2 割以上 ……の市町村が 1 以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。
第 7 条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度決定する。
第 9 条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第 10 条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第 11 条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第 14 条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第 20 条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	

第 21 条	水防資材費の補助の特例	
第 25 条	雇用保険法による求職者 給付の支給に関する特例	

局地激甚災害指定基準（局激）早見表

激甚災害法 適用条項	適用措置	指 定 基 準
<p>第 2 章 (第 3 条) (第 4 条)</p>	<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定額 > 当該市町村の標準税収入額 × 50% (査定事業費が 1 千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入 50 億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が 2 億 5 千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準市町村の標準税収入 × 20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が 5 0 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 20% + (当該市町村の標準税収入 - 50 億円) × 60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）</p>
<p>第 5 条</p>	<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</p>	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% (災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）</p>
<p>第 6 条</p>	<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例</p>	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% (災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除</p>

		<p>く。)</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの）>当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は</p> <p>(2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）×25%</p>
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>(4) 中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円のものを除く。)</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。

13-6 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※④～⑥の人口要件については、合併前の市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
（大規模半壊世帯）

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200
（又は100）万円

4. 支援金の支給申請

申請窓口	市町村	
申請時の添付書面	①基礎支援金	り災証明書、住民票 等
	②加算支援金	契約書（住宅の購入、賃借等）等
申請期間	①基礎支援金	災害発生日から13月以内
	②加算支援金	災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。